

令和 8 年度事業計画

はじめに

令和 7 年度は令和 6 年度に引き続き、相続登記義務化、所有者不明土地等の解消、災害時における被災者相談業務の実施に関する協定締結という 3 つの大きなテーマのもと、法務局、家庭裁判所、地方裁判所、自治体、関連団体等の外部団体と連携を図る活動を行ってきたが、相続登記の推進を図るという根本は同じである。令和 8 年度も根本が同じであることから、さらに外部団体にさらに意識していただけるよう働きかけながら連携を図っていききたい。

これらの活動により、各支部でご協力いただいた会員の皆様にはご負担をかけたことと思う。これらの活動は司法書士の社会的有用性をアピールするには絶好の機会であり、少しでも会員の皆様の業務の一助となることを願い、行っているということをご理解いただき引き続きご協力をお願いしたい。また県内各地で様々な取り組みを行う上で、各支部との連携はこれまで以上に重要であり、人的面も金銭面も含め、事業の連携が図れるよう協議を進めていきたい。

外部団体との連携を図る際に必ず口にするのが当会の相談事業の利用促進である。相談事業においては、各地で COVID - 19 流行前以上の相談がきており、その多くが相続に関するものである。そんな中相談員の不足という声も県内各地から聞こえてきている。新人・ベテランを問わず、相談事業への協力をお願いできれば幸いである。

令和 8 年は会館建設から 30 年の節目の年となる。会館建設当時の話、思いに触れるたびに、会館の維持管理の重要性を感じる。そこで今後 30 年にわたる長期修繕計画を立案し、現在実行に移している段階であるが、この数年で一定の大規模修繕を行い、維持管理の一定の方向性とめどを立てたい。大規模修繕工事においては、会員・事務局の皆様にはご迷惑をおかけするが、ご理解をいただきたい。

相続登記のことばかりが目につくが、その他の業務にもきちんと目を向けていく必要がある。簡易裁判所での関与率の低下を言われて久しい簡裁代理業務の活性化、法改正が予定されている成年後見業務への対応、遺産整理・民事信託などを中心とした財産管理業務への対応など取り組むべき課題は多くあり、これらにも出来得る限りの対応を行っていききたい。

令和 8 年度の事業計画は、基本的には令和 7 年度を踏襲しながら、各部、各委員会で常に横断的な連携を考慮しつつ、多くの課題に対応していけるように立案した。

令和 7 年度において進めた事業の検証を行いつつ、結果が出たものはさらにブラッシュアップを行い、計画立案だけに終わってしまった事業に関しては、実行に移していきたい。

第 1 当会の運営体制・基盤整備について

(1) 部門構成

令和 7 年度と同様に 8 部門と調停センターを継続し、会則 57 条に基づく特別委員会である緊急災害対策委員会、空き家・所有者不明土地問題等対策委員会、第 72 回全国司法書士親睦ゴルフ兵庫大会実行委員会を設置する。

また必要に応じて特別委員会や企画研究部内に特命委員会を設置する。災害対策部と緊急災害対策委員会については役割分担がやや不明瞭になっていることもあり、いった

ん組織を一本化すべく規則改正を進める。

(2) 業務分掌・権限分掌の明確化

役員・事務局との間の業務分掌、業務権限を明確にし、効率的な執行を進める。

(3) IT化の推進

ア 事務局の事務機器整備を推進する。

イ 会員向けポータルサイトの開設を実施する。

ウ ペーパーレス化、WEB会議等を推進する。

エ 司法書士業務や当会会務のDX化を推進するための対応及び検討

(4) 会員間の交流、当会と会員、支部及び関連団体との関係強化

ア 会員の親睦事業の充実を図る。

イ 会員に対する多様な情報発信を促進する。

ウ 支部、兵庫県青年司法書士会(以下、「青年会」という)などと連携しながら、新入会員等への支部活動、青年会活動への参加を促す。

エ 支部との事業役割分担を明確にし、効率化を図るとともに、協力体制を構築する。

オ 支部事業活動費につき、人数割りの原則は維持しながらも、支部における活動に対し、柔軟に協力を行う。また支部事業活動費のあり方に関しての検討を進める。

カ 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部(以下、「リーガルサポート」という。) 兵庫県司法書士政治連盟(以下、「政治連盟」という。) 兵庫県公共嘱託登記司法書士協会(以下、「公嘱協会」という。) 青年会との連携を深め、事業を推進し、必要に応じ、各団体の情報発信等に協力する。

(5) 事務局との連携強化

ア 事務局員と役員との間のコミュニケーションの機会を増やし、日頃から認識を共有しながら連携強化を図る。

イ 事務局業務の一部をアウトソーシングすることにより、リスクヘッジを図りつつ、効率的な事務局運営を行う。

ウ 事務局職員向けの職員研修等を企画する。

(6) 危機管理への対応

ア 当会被災時、広域被災時の体制を構築する。

イ リスクマネジメント、クライシスコミュニケーションについて理解を深め、役員及び事務局の共通認識とする。

(7) 会館の維持管理

長期修繕計画に基づき、必要な修繕工事を実施する。

第2 当会の重点事業について

(1) 相続登記等の促進

相続登記の義務化に関しては、司法書士による相続登記の推進と置き換えて考える必要がある。また所有者不明土地等の問題に関しても、司法書士による相続登記の推進は課題解決において大きな役割を果たすことになる。

令和7年度は尼崎市との間で所有者調査と相続登記費用の助成を併せた日本初の取り組みをスタートさせることができた。まだ取り組みが始まったばかりで問題点もあるが、こういった取り組みを他の市町にもアピールすることで、さらに相続登記の推進を行っていきたい。

また相続登記の義務化に関する市民のニーズに応えるための相談活動、広報活動の充実を図っていきたい。

(2) 災害対策の推進

令和6年1月の能登半島地震のように、直下型地震や集中豪雨等による災害は後を絶たない。また今後予想される東海・東南海地震等に対して、県内だけでなく、近畿全体を想定した災害に対する組織作りが必要である。

令和5年度から行ってきた兵庫県内各市町との災害協定の締結は一段落したといえるが、今後は兵庫県、兵庫県内各市町と平時での連携を検討しつつ、近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という。）や近畿災害対策まちづくり支援機構等との協働により当会としてできる災害対策を進めていきたい。

(3) 業務のデジタル化への対応

令和5年にいわゆる「デジタル規制改革推進のための一括法案」が提出されて以降、デジタルを前提とした法整備がなされようとしている。デジタル化は国民生活の利便性の向上、官民の業務の効率化をもたらすことになるのかと思われるが、それは安全・安心が前提である。

登記手続きにおいては、これまでの我々の執務形態を通じて、安全・安心をもたらしてきたわけであるが、これまでの執務形態が過剰な安全第一主義と判断されることがないよう、また画一的、機械的な処理に終始してAIに取って代わられることがないよう、単にペーパーレスのデジタル化ではなく、専門家として、デジタル化の中で、安全・安心を提供できるよう検討を続けていきたい。

民事裁判手続のデジタル化もスタートする。令和6年度において裁判所の民事裁判書類電子提出システム*min t s*への登録をお願いしたところであるが、令和8年からは簡裁代理訴訟に関しては、デジタル化がスタートする。業務に直結することから、速やかに情報提供を行っていきたい。

司法書士業務全体で見た際のAI活用の検討を進める必要がある。司法書士業務がAIに取って代わられるのではなく、AIを使いこなす司法書士に業務が集中するようになると考えられる。業界全体で業務においてAIを使いこなせるよう研究検討を行っていきたい。

(4) 非司行為及び非司提携についての対応

相続登記に関する国民の関心が少しずつ高まる中、相続に関連した民間事業者や他士業による様々なサービスが現れてきている。また商業登記に関しても同様に民間事業者による新たなサービスが現れてきている。

何らの制度的能力的担保がなされていない者が行う粗悪なサービスの存在は登記の信頼性を損なうことになるため、これらに対しては厳正に対処する。また県内の市町にもこうした民間事業者等との連携を行わないように啓発を続けて行う。

また近年は無資格者による後見開始申立書類の作成が行われている事案も見受けられる。これらに対しても厳正に対処をしていく。

(5) SDGsへの取り組み及び身近な暮らしの法律家を目指して

SDGsのターゲット16.3には、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とあり、司法書士法第1条の使命規定はまさにこれに直結するものである。誰一人取り残さない平和でかつ多様性のある包摂的な社会の実現に向けて、研究を深めるとともに会員に情報提供を続ける。

第3 司法書士制度への対応

(1) 使命規定の実践

「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

司法書士の業務は全てこの司法書士法第1条使命規定に収斂される。会員一人一人は日々の業務において、当会は社会事業・相談事業などを通じて、この使命を実践していく必要がある。

そして、相続や成年後見、財産管理など登記だけではなく、様々な専門家としての活動を深め、市民の信頼を醸成していくことが今後の司法書士の業務範囲を拡充する立法事実となり、市民のための司法書士法改正につながっていくことになる。

(2) 司法書士行為規範の周知徹底

令和5年4月1日より、これまでの司法書士倫理が改正された「司法書士行為規範」が施行されている。その一方で会員の依頼者に対する適当とは言えない対応による苦情が当会に寄せられており、これは司法書士行為規範の周知がされていないからといえるだろう。使命規定の実践という観点からも会員研修や年次制研修などを通じて司法書士行為規範の周知を徹底し、会員の倫理観の向上を図っていきたい。

第4 法改正への対応

(1) 民事基本法制の改正への対応

相続登記義務化により始まった一連の所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の改正については、令和8年施行(予定)の所有不動産記録証明制度の開始と住所等の変更登記の申請義務化をもって一段落したところである。

会員研修等を通じた情報提供はこれまでも行っているところであるが、令和8年度も引き続き情報提供を行い、中でも神戸地方裁判所に候補者名簿を提出している所有者不明土地建物管理人、管理不全土地建物管理人に関しては司法書士が受託者となれるよう、一人でも多くの会員に候補者名簿に名前を登載いただき、地方裁判所に働きかけていきたい。

(2) 犯罪収益移転防止法の改正への対応

令和6年4月1日より改正犯罪収益移転防止法が施行された。マネーロンダリング・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずるリスクベースアプローチの観点からの改正であり、業務の取り組み方にも大きく影響する部分であるため、引き続き、研修等を通じて、適正な業務が行えるよう情報発信を行っていきたい。

また犯罪収益移転防止法が適用される特定業務だけでなく、司法書士業務全体として、このリスクベースアプローチの観点からの本人確認、意思確認が今後も重要となっていくと考えられるため、適正な業務が行えるよう検討を続け、情報発信ができるように努めていきたい。

(3) 民事訴訟手続き等のIT化への対応

重点事業にも記載したところではあるが、令和8年より簡裁代理訴訟に関しては、完全なデジタル化がスタートする。また令和5年6月に公布された民事関係手続等における

情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）が施行されることにより、民事訴訟だけでなく、民事執行、非訟事件、家事事件などもインターネットを利用した申立てができることになる。このような状況に対応できるよう、研究を重ね、研修等を通じて情報発信を行っていききたい。

（4）民法（成年後見等関係及び遺言関係）改正への対応

令和7年度、民法（成年後見等関係及び遺言関係）の改正に関するパブリックコメントの対応を行ったが、今後はこれらの改正案が出てくることになる。実務への影響が多いと考えられる改正となるため、リーガルサポートとも協働しながら、早い段階から情報提供を行っていききたい。

（5）その他

その他の法改正に関しても司法書士業務と密接にかかわるものが多くあるが、適宜情報収集の上、適切に対処していく。

ここに挙げていない事業に関しても、重要なものが多くあるがそちらに関しては各部、委員会の事業計画各論に記載する。司法書士が社会から必要とされる資格であり続けるためにも、当会の活動に対して会員の皆様の理解をいただき、引き続きご協力をいただきたい。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携を行う。

(1) 総務課

司法書士業務に関連する法律の改正、会務のデジタル化及び日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)の会則・規則・規程基準の改正等に対応するため、当会の会則をはじめとする規則、規程等の見直しを図る。

事務局員との意思疎通を図るため、随時、面談や打ち合わせ等を行い、事務局の執務がスムーズに行えるよう環境を整えていく。また、必要に応じて事務機器、システム等の交換、導入を実施する。

令和6年度に策定した当会会館の長期修繕計画に基づき、令和8年度はフローリング、カーペット等の貼り替え、給排水の配管工事を実施する予定である。修繕工事を実施するため、会館修繕要領に基づき大規模修繕プロジェクトチームを設置し、対応を行う。

(2) 業務課

会員執務に関する問い合わせ等については、担当理事の輪番制にて毎週火曜日と金曜日の午後に事務局のビジネスフォン機能を担当理事のスマホアプリに連携し、原則として各担当者が事務所に待機して電話対応している。緊急対応が必要と思われる問い合わせについては逐次に業務課担当理事から申出人及び会員に連絡し、更なる調査等が必要と思われる事案については副会長を主査とするチーム対応を実施しているところで、令和8年度もこのチーム体制を継続し、綱紀調査委員会、注意勧告小理事会、量定意見小理事会への情報伝達が迅速かつ適切に行われるようにする。

会員への執務に関する問い合わせ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各所との連携を十分に行い、適切かつ迅速に対応していく。

(3) 非司法書士対策委員会

令和8年度も、会員や市民等から非司法書士行為に関する情報提供があった場合、適切な調査を行った上で、警告や告発等を行うとともに、他土業の事務所のホームページに非司法書士行為が疑われる記載がないかを調査し、厳正に対処していく。また、非司法書士行為の取締方法につきマニュアル化・体系化を行い、迅速に対応し得る体制の整備に努める。

併せて、司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査(非司調査)も行い、調査結果が実効性のあるものとなるよう、調査方法を更に工夫する。

2. 経理部

各部・各委員会より作成された事業計画に基づき、節減を期した全体の予算の作成及びその精査を行う。

事業運営・管理に要する費用支出について、各部・各委員会と連絡を密にして、会計処理を適正かつ円滑に行い、財務面の執行状況等の情報の提供を行う。

事務局と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。

会館の大規模修繕について、総務部と協同し、長期修繕計画に基づく修繕工事の実施及び工事予算の作成を行う。

令和7年度に引き続き、会務等のIT化の環境整備について関係部門と連携し取り組

み、支部事業活動費の適正配分についても検討する。また、令和9年10月1日より日司連会費の値上げが予定されており、これに対応するため、当会会費の検討を行う。

3. 企画研究部

司法書士業務に関する研究活動を行い、法改正や新制度等への迅速な対応や既存諸論点の整理を行うことで、司法書士制度や実務に精通することを目的として4つの常設委員会と2つの特命委員会の運営を行う。また、各委員会には、個別のテーマを研究することに特化したプロジェクトチームを組織して、より充実した研究活動を行う。

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

不動産登記業務に係る諸法令・諸手続きに関する法改正等への対応や執務姿勢のあり方等について、以下の点を中心とした研究活動及びその成果の周知を行う。

ア 相続登記義務化や相続土地国庫帰属制度、住所等変更登記の義務化、登記原因証明情報作成時の特別委任方式等、近時の不動産登記業務における法改正・取扱変更点についての検討

イ デジタル化社会に即したこれからのオンライン申請に関する諸課題について、実務上対応すべき点についての検討

ウ 不動産登記業務に広く関連するテーマについて、委員会内研究会や外部有識者等との勉強会・意見交換会等の開催

エ 会員からの業務相談への対応

商事法検討委員会

企業法務や商業登記業務に係る諸法令・諸手続きに関する法改正等への対応や執務姿勢のあり方について、以下の点を中心とした研究活動及びその成果の周知を行う。

ア 司法書士と各種会社及び法人との関わりの検討

イ 商業登記完全オンライン申請に関する検討

ウ 商業登記業務に広く関連するテーマについて、委員会内研究会や外部有識者等との勉強会・意見交換会等の開催

エ 会員からの業務相談への対応

裁判事務推進委員会

裁判事務(簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務)の推進に向けた施策の検討及び裁判業務に関する諸法令・諸手続きに関する法改正等への対応や執務姿勢のあり方について、以下の点を中心とした事業活動・研究活動及びその成果の周知を行う。

ア 簡裁訴訟代理業務等の受託推進策(貸貸トラブル相談センター・少額事件報酬助成制度等含む)の推進

イ 民事裁判手続きのデジタル化に向けた対応

ウ 裁判事務に広く関連するテーマについて、委員会内研究会や外部有識者等との勉強会・意見交換会等の開催

エ 特別研修チューター等の養成・派遣に向けた検討

オ 会員からの業務相談への対応

財産管理業務検討委員会

司法書士の関わる財産管理業務について、以下の点を中心とした事業運営、研究活動及びその成果の周知を行う。

- ア 地方裁判所に提供している所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人の候補者名簿の作成・更新及び管理人に選任された司法書士の業務を支援するための施策に関する検討
- イ 家庭裁判所に提供している財産管理人候補者名簿の作成、更新及び管理人に選任された司法書士の業務を支援するための施策に関する検討
- ウ 相続・遺言セミナー等の一般市民向け事業の企画、運営
- エ 財産管理業務に広く関連するテーマについて、委員会内研究会や外部有識者等との勉強会・意見交換会等の開催
- オ 会員からの業務相談への対応

(2) 特命委員会

会長からの諮問事項を企画研究するため、以下の委員会を設け、事業を実施する。

SDGs¹推進委員会

司法書士制度や業務がSDGsの達成に寄与していることを周知してもらうために、以下の情報発信を中心とした事業運営を行う。

- ア 他事業部と連携し、ホームページやイベント事業を通じて司法書士業務がSDGsの達成に寄与していることを周知する。
- イ 関西SDGsプラットフォームやひょうごSDGs Hub等の外部団体への参加を通じて、司法書士がSDGsの達成に寄与していることを周知する。

DX²推進委員会

司法書士業務や当会会務のDX化を推進するために、以下の点を中心とした事業運営、研究活動及びその成果の周知を行う。

- ア 当会システムの本格導入に向けた対応
- イ 司法書士業務及び当会会務におけるAI³等の最新技術の利活用についての検討

1 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

2 DX : Digital Transformation の略。デジタル技術を活用して組織の仕組みを構築すること。

3 AI : Artificial Intelligence (人工知能) の略。人間の知的働きをコンピューターで実現しようとする技術。

4. 研修部

(1) 会員研修

司法書士実務において重要かつ関心の高い分野に関するテーマを中心に改正法や倫理

に関する研修を企画、運営するとともに、大学等の他団体との連携を検討する。

また、研修単位の取得漏れがないよう会員に向けた周知を行う。

実施回数については例年の基準を踏襲し、日司連研修の同時配信についても日程の許す限り実施する。

中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年8～10回程度開催する。12単位中2単位の取得義務のある倫理研修については、年2回以上開催する。

映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

新入会員研修

新規登録者を対象に約2か月に1回のペースで、職務上請求の留意点・報酬についての考え方の研修会を開催する。

新入会員研修プログラム

入会后5年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判その他の各分野を1回ずつ、テーマによっては日司連のeラーニングと連携した事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を実施する。また、研修会後に意見交換の場を設け、他の受講生やチューターと交流の中で司法書士実務に精通することに加え、司法書士会への帰属意識を高めることができるよう運営する。

年次制研修

令和7年同様、従来の開催方針を見直し、Zoomのブレイクアウトルーム機能を活用したオンラインによる受講方法を取り入れる。従来の集合形式と併用することで、多くの会員のニーズに沿った研修会の開催を行う。

研修の同時配信

当会で開催される研修会について、可能な限りZoomのウェビナー機能を活用した研修の同時配信を行い、会員が事務所等で受講できる体制を充実させる。

(2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属研修のことを指すが、合格者のすべてが配属研修を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。また、当会役員・新人研修委員と合格者が交流する機会を提供する。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属研修は、希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただきたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士行為規範など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に、年2回程度開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育事業

法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

講師派遣事業

- ア 消費者教育講座（高校生以上）
- イ 職業人講話（高校生以上）
- ウ 司法書士派遣講座（一般、自治体向け）
- エ 出前講座（福祉関連団体、町内会等向け）

講師団の充実、関連団体等との情報交換等

- ア 講師経験者と意見交換を行い、講師の魅力を発信する。

青少年への法教育事業

- ア 一日司法書士事業の実施（高校生向け）
- イ 親子法律教室事業の実施（小学校高学年およびその保護者向け）

(2) 生活支援事業

人権擁護の観点から様々な社会問題に司法書士の専門職能を活用し取り組む。

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

- ア 「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づく生活支援権利擁護助成の実施
- イ 生活保護研修会の実施
- ウ 年未年始くらしの相談会の実施（神戸の冬を支える会、弁護士会と共催）
権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等
- ア 兵庫県弁護士会等との情報交換
- イ 自死問題や依存症、更生保護施設、聴覚障がい者の方への相談体制等に関するネットワーク構築の推進
- ウ 神戸自殺総合対策フォーラムの開催（神戸市、医師会、弁護士会と共催）
- エ 兵庫県自殺対策連絡協議会への参画（兵庫県障害福祉課）

(3) 学術交流事業

司法書士会と学術団体、関係諸機関、関連団体等との交流を促進し、事業を活性化させるためのネットワーク窓口の構築。

兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

日司連、近司連、司法書士法教育ネットワーク等の開催のシンポジウム・研究会に対して担当者を派遣

相続登記義務化への対応

学識経験者等を招聘しての意見交換会、イベントの開催

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報について

当会記事掲載基準規程に則り「会報ひょうご」は、例年どおり紙媒体により、月1回の頻度で発行し、会員に対する多様な情報発信を促進する。内容に関しては特に当会役員、事業部の活動報告と県内支部の活動を中心に情報を集め、当会と支部との連携を深めたい。また、専門的な情報を含め、誌面上であたかも会員同士が交流するかのような連載を掲載し、引き続き誌面の充実に努める。

(2) 親睦事業

会員の帰属意識向上の一助となるような親睦事業を模索し、様々な形態の親睦事業を検討し実施する。

(3) 功労者褒賞

当会功労者褒賞規程に則り会員を報奨する。

(4) その他

業務賠償責任保険手続きの窓口業務

会員厚生事業についての検討

支部、関連団体の環境整備

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、相談会運営事業（常設相談会）、相談員派遣事業（市役所等の常設相談会への相談員派遣）、その他事業、の3事業を継続して行う。

相談会運営事業（常設相談会）

ア 常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。

イ 相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、各相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。

ウ 令和8年度末である令和9年3月31日に相続登記申請義務化後、最初の期限をむかえるため、それに応じた相談会の開催等を検討する。その他、長期相続登記等未了土地問題等に対応した相談会の開催を検討する。

エ 相続登記相談センター、電話相談、なのはな相談センターひょうご及び賃貸トラブル相談センターの円滑な運営と、市民への周知を図る。

オ 相談事業のIT化（主に報告・集計についてWEBを活用する）を推進する。

相談員派遣事業

既存会場への相談員派遣を行い、行政との連携を強化する。

その他事業

ア 令和7年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う。

イ 法務局手続き案内の発展に向けて、必要に応じて法務局との協議を行う。

ウ 災害発生時には日司連が行う相談事業に対応する。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、行政と連携する。

巡回法律相談事業は、近司連及び青年会と協力して行う。

行政、法テラス兵庫地方事務所との連携に柔軟に対応する。

神戸市社会福祉協議会と連携し、終活に関する常設相談会を設置・運営する。なお、運営はリーガルサポートに委託する。

8. 広報部

(1) 広報(P R)

広報(メディアリレーションズ)

司法書士の知名度を高めその有用性を社会に知らせるため、広報部の主要活動として位置づけ、各事業部等の情報を収集し、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時配信する。

当会及び関連団体の活動の理解を図り対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との交流を状況が許す限り行いたい。

ホームページ、フェイスブック

会員情報、各種相談会、イベント等の告知、コラム記事を適時更新し、各事業部との連携をとってコンテンツの充実を図る。また、迅速、簡易な情報発信ツールとしてフェイスブックを活用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性をより広く社会に知らせ、司法書士の認知度の向上を図ることを目的とする。

新聞広告

兵庫県全域で最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティ枠が利用できることを前提として実施する。

また、8月3日「司法書士の日」に合わせ、相続登記義務化の周知や「登記は司法書士」を広く市民に伝えること、司法書士という制度、職能の認知度の向上を図ることを目的に新聞広告を実施する。

県民だよりひょうご

兵庫県内で月125万部発行されている兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」にて相続登記促進についての広告を行う。

ネット広告

スマートフォンが幅広い世代で利用され、コミュニケーションや情報検索はSNS

やインターネットを介することが日常的になってきたことから、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、当会事業の広報やホームページへのアクセス数の向上を目的に、SNS・インターネットでの広告を活用する。

その他

その他、相談会、イベント等の告知や制度広報目的の広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

登記の促進に関する広報活動

不動産登記においては、相続登記義務化が施行されたことから、より一層「相続登記は司法書士」を重点に、「司法書士は相続の専門家」(相続登記相談センター)チラシ等を活用し、神戸地方法務局、その他関係機関と協力し、相続登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

会社法人登記においても、引き続き「役員変更登記はお済みですか？」チラシ等を活用し、神戸地方法務局、その他関係機関と協力し、登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、ポスター、チラシ、パンフレット等の発注、管理を行い、適宜配布する。

各事業部の事業にかかわる広報活動

各事業部において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、担当各事業部と連携を図り、広報活動の協力とバックアップを行う。

広報に関する公開研究会

一人一人の司法書士の活動や行いが、司法書士制度を直に市民に伝えることに繋がっているとの観点から、会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に対する考え方や司法書士業務に関係する社会的に関心の高いテーマに関する公開研究会を実施する。

広報セミナーへの派遣

学術的、実務的に「広報」の学びを継続し、人材育成を目的として、外部機関が実施する広報セミナーへ部員を派遣する。

9. 調停センターぼると

「調停センターぼると」は、平成25年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

令和6年4月から裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、改正後の裁判外紛争解決手続に関する法律を「新ADR法」という。)が施行され、認証紛争解決手続(以下、「ADR」という。)において成立した和解に基づく民事執行が可能になった。当センターでも手続実施規程の一部改正を実施し、特定和解をスムーズに取り扱うべく、書式やマニュアルの見直しに努めている。また積年の課題である、運営メンバーの増員も目指していく。

(1) 運営事業・総務

引き続き新ADR法施行に伴い、運営や手続実施、和解書作成に関するマニュアルについて、実務に応じて改訂を進めていく。

オンライン調停については、他会の実施状況や課題等も参考にし、施行可能な規程の改訂や模擬調停の実施などの段階を踏み、多くの市民が利用しやすい平易な方法で実施できるように活動を進める。

(2) 広報事業

当会会員に当センターの存在を認識してもらうことが何よりの広報活動であるという方針は変わらない。引き続き新人研修での「相談技法」の担当を通じて、相談スキルの向上という面からADRへの関心につなげていくように新入会員への積極的なアプローチを続けていく。また、会報に、不定期ではあるが運営委員会の活動報告の投稿などを続け、当センターを費用倒れや近隣トラブルなど個人では受任しづらい案件を持ち込む場所として、会員に周知する機会を設ける。

(3) 研修事業

令和7年度同様に研修部と連携して、対話促進に向けてのトレーニングや执行力付与が可能な和解書作成にもつながる要件事実についての研修を続けるとともに、当センター独自のADRスキル向上のためのトレーニングを中心とした研修も企画していく。

10. 緊急災害対策委員会・災害対策部

会則第57条に基づく特別委員会として緊急災害対策委員会、事務執行規程第11条に基づき災害対策部を設置する。

近司連・日司連災害対策関連部門・近畿災害対策まちづくり支援機構などと連携して、以下のような取り組みを行っていく。

(1) 緊急災害対策委員会

令和6年能登半島地震の復興はしつつも、引き続き被災者支援や災害への対策についての対応が求められている。今後起こりうる災害について、これまで同様被災者支援のための活動を行う。さらに近畿地方においては、これまでも増して南海トラフ地震等大規模災害発生への懸念が日々増しているため、これらに対応すべく活動を継続する。

(2) 災害対策部

行政との災害協定の締結が進み、地域と司法書士が連携して災害時の相談活動等の支援体制が整いつつある。これからは市町及び関連機関と連携して、震災ケースマネジメントを構築していく必要がある。そこで、近司連や近畿災害対策まちづくり支援機構との連携を図り、これまでも増して市町との連携を進めて、具体的な災害対応に対する意識の醸成と相談員の育成を通じて、有事における司法書士の存在価値について発信していく。

また、災害時における当会と会員並びに会員同士の連絡手段の確保についても引き続き検討を行う。

1 1 . 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

- (1) 空き家所有者不明土地対策に取り組む自治体への積極的な支援並びに委員会等への参画及び実際に依頼を受けての問題解決に取り組む。
- (2) 空き家所有者不明土地の発生予防となるような市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援を行う。
- (3) ひょうご空き家対策フォーラムへの参画を通して、空き家所有者不明土地問題の解決に取り組む。
- (4) 空き家所有者不明土地問題に取り組む会員への支援及び研修、情報提供、情報交換を行う。

1 2 . 第 7 2 回全国司法書士親睦ゴルフ兵庫大会実行委員会

全国の司法書士会員の交流と親睦を主目的として標記大会が全国各地で開催されている。阪神淡路大震災から 3 0 年を経過した事から、復興を成し遂げ、更なる発展を目指す兵庫を全国の会員に見て頂くために、当会が主管会として、全国司法書士親睦ゴルフ大会を実施・運営することとなった。令和 8 年度の第 7 2 回兵庫大会では、前夜祭については全国司法書士懇親会と位置づける事とした。単なるゴルフ大会前夜祭ではなく、ゴルフをしない会員にも参加を促し、全国の司法書士の交流の場を設け、神戸の魅力を伝える事業とする。